

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和8年2月26日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500519号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2500028号

第1 結論

平成4年*月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年*月

年金記録を確認したところ、請求期間の国民年金保険料は未納となっていたが、A社会保険事務所から自宅に保険料の催告状が届き、驚いてすぐに保険料を納付したことを記憶しており、その催告状を現在も保管している。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社会保険事務所(当時)から自宅に催告状(国民年金未納保険料納付勧奨通知書)が届いたため同社会保険事務所に問い合わせ、郵送された納付書により市役所の支所、郵便局又は金融機関のいずれかにおいて請求期間の国民年金保険料を納付したと思う旨陳述しているところ、日本年金機構B年金事務所は、請求期間当時、催告状を送付した対象者からの要望があった場合は納付書の再発行を行い、対象者宅への納付書送付を行っていたと考えられる旨回答しているほか、請求者が保管する催告状により過年度の国民年金保険料は郵便局又は金融機関で納付できたことが確認できる。

また、請求期間は1か月と短期間であり、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者期間については請求期間を除いて国民年金保険料の未納はなく、請求者の国民年金保険料に対する納付意識は全般的に高いことがうかがえる上、請求者は、厚生年金保険から国民年金への複数回の切替手続を適正に行っているなど、年金制度に対する関心が相応に高かったものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。